

京田会 会則

(名 称)

第1条 この会は京田会と称する。(以下「会」と称する。)

(会 員)

第2条 会は、京田区域の企業をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は事務局担当企業に置く。

(目 的)

第4条 この会は、会員相互および会内外の企業との協力、協調のもとに、地域生活環境の整備や防災などに努め、または行政との協議・協力をすすめつつ企業のための地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業等を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 会内外の各種団体との連絡調整
- (3) 行政情報の活用および行政との連絡協議
- (4) 地域の将来計画に関する事業
- (5) 会員相互および会員外企業との協業による企業の発展に関する事業
- (6) その他会の目的達成に必要な事業

(役員の種類)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 事務局3名
- (4) 監事1名

(役員選出の方法)

第7条 会長、副会長、事務局、監事は総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事分掌)

第8条 各役員の仕事分掌を以下に定める。

- (1) 会長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 事務局 会の出納業務を処理し、会に必要な書類を管理する。
- (4) 監査 会の会計監査を行う。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(会議の招集)

第10条 定時総会は年に1回開催する。臨時総会は会員の3分の1以上の請求があった時、または役員会において総会開催の議決があったときに会長が招集する。

2 例会は原則として2ヶ月に1回開催する。

(議決事項)

第11条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 会費改訂の承認
- (5) 予算の承認
- (6) 会則の改正
- (7) 役員を選出
- (8) その他会の重要事項に関すること

(協力組織)

第12条 会は、地域の諸組織および各種関係団体と協力して、会の目的の実現に務める。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月末日に終わる。

(収入)

第14条 会は次の収入により運営する

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他

(会費)

第15条 会の会費の納入は1企業あたり月額1千円、年額1万2千円とする。会費は原則として次の会計年度の年額を6月末日までに一括で前納するものとし、方法は振込によるものとする。ただし、会へ入会した初年度においては、入会後に入会月の翌月から起算し、翌6月までの月額合計額を遅滞なく納入するものとする。

2 納入された会費は、原則として理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(監査と報告)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(反社会的勢力の排除)

第17条 以下に該当するものについては、入会を認めない。

- (1) 反社会的勢力であること。

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用する等していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(入 会)

第18条 会に入会しようとするものは、会長に届け出るものとし、役員会の承認を得て会員とする。団地内の区域に開業した企業があったときは、会はその企業にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(脱 会)

第19条 会員の脱会は次の場合とする。

- (1) 京田区域の企業でなくなったとき。
- (2) 申し出があったとき。

(慶 弔)

第20条 会員企業の代表者の慶事または弔事の場合に、会長、副会長が協議のうえ、それぞれ祝金または弔慰金を贈ることができる。

附 則

(会則の改廃)

- 1 会の会則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(施行日)

- 2 会則は2017年7月3日から施行する。